

南魚沼市社会福祉協議会

名 称	社会福祉法人 南魚沼市社会福祉協議会
代 表 者	会 長 高 野 武 彦
所 在	南魚沼市小栗山 303 番地 1
設立年月日	平成 16 年 11 月 1 日
役員等に関する事項	会長 1 名、副会長 2 名、理事（会長、副会長含む）16 名、監事 2 名
概 要	南魚沼市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達および社会福祉に関する事業の活性化により、地域福祉の推進を図る。

1. 基本方針

入所者の人権と自主性を尊重する基本的立場を堅持し、残されている能力の維持と開発に努め、心身の健康維持と人間関係の向上を目指し、集団生活の中での安心と生きがいの場づくりを図ることを基本方針とする。

- (1) 公の施設であるということを念頭に置き、公平な運営を行います。
- (2) 個人情報の適切な管理を行います。
- (3) 効果的かつ効率的な管理運営を行い、経費の節減に努めます。
- (4) 入所者へのアンケートなどにより意見及び要望等を管理運営に反映させます。
- (5) 災害時、緊急時に備えた危機管理を徹底します。
- (6) 南魚沼市福祉事務所及び湯沢町と密に連携を図ります。
- (7) 近隣住民や地域と良好な関係を維持するように努めます。

2. 施設の概要

1 施設の内容

名 称	南魚沼市養護老人ホーム 魚沼荘		
入 所 定 員	70名		
所 在 地	〒949-7112 新潟県南魚沼市長森 1008 番地		
開 設 年 月 日	昭和 31 年 5 月 1 日		
全面改築年月日	平成 27 年 11 月 12 日		
指定管理者	名 称	社会福祉法人南魚沼市社会福祉協議会	
	代 表 者	高野 武彦	
施 設 長	金澤 敏博		
防 火 管 理 者	和田 直人 (防火管理者第 5572 号)		
職 員 数	24 名 (嘱託医 1 名) 職員 12 名・臨時職員 5 名・臨時夜間職員 3 名・朝夕パート職員 4 名)		
電 話 番 号	025-775-2022	メ-ル	uonumasou@mu-shakyo.or.jp
F A X 番 号	025-775-3485	アドレス	
施設までの順路	六日町駅より越後交通バス「山口行」で「上原」下車し徒歩 8 分 または、六日町駅よりタクシー 10 分、五日町駅から 5 分		

2 施設の規模

敷地面積	13,189.67 m ²
建物面積および構造	鉄筋コンクリート造 (西棟・東棟) 鉄骨造 (中央棟) 地上 2 階・地下 1 階 建築延面積 4,388.98 m ² プロパン置場 12.02 m ²

3 職員体制

	所長兼 生活係長	庶務係 主任	相談 係長	相談員	看護師	臨時 看護師	主任 支援員	支援員	臨時 栄養士	臨時 支援員	臨時 夜間 支援員	パート 職員	計
人数	1	1	1	2	1	1	1	5	1	3	3	4	24

3. 指定期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで（5 年間）

4. 入所者の一日の主な生活の流れ、職員の配置

時 間	主な生活	説 明	相談員	看護師・ 臨時看護 師	支援員	臨時 支援員	臨時 栄養士	臨時夜間 支援員	パート 職員
6:00～	起床		○		○			○	
7:30～ 8:00	朝食		○		○			○	○
8:00～ 9:00	フリー タイム	入所者が自らの 意思で自由に過 ごす。	○	○ 8:30 ～	○	○ 8:30 ～	○ 8:30 ～	○ ～9:00	
9:00～ 9:15	健康 体操		○	○	○	○	○		
9:30～ 10:30	クラブ 活動等		○	○	○	○	○		
10:30～ 11:30	売店	日用品等販売(業 者) 金曜日、清 掃・手摺拭き(感 染予防対策)	○	○	○	○	○		
12:00～ 12:30	昼食		○	○	○	○	○		
12:30～	フリー タイム	入所者が自らの 意思で自由に過 ごす。	○	○	○	○	○		
14:00～ 16:30	入浴	一般入浴、介助浴 は月、水、金曜日 7月から9月ま での間は入浴日 でない日に希望	○	○	○	○	○	○ 16:00 ～	

		者はシャワー浴可							
16:30～	フリータイム		○	○ ～17:15	○	○ ～17:15		○	
18:00～ 18:30	夕食		○		○			○	○
18:30～	フリータイム		○		○			○	
21:00～	消灯・就寝		○		○			○	

※毎日の職員配置人数は勤務割表による

5. 月別行事予定表

4月	観桜会
5月	運動会
8月	夏祭り（法要・納涼祭）
9月	彼岸法要
10月	日帰り旅行
11月	施設内文化祭
12月	忘年会
1月	年頭挨拶 新年会 さいの神
2月	節分（豆まき）
3月	彼岸法要 入所者自治会総会

*誕生月食事会、誕生者個別外出支援及び外食会

6. 維持管理業務計画

ア 本業務のうち、施設及び付属設備の維持管理業務について、特殊な技術や資格を要する業務、単純な作業、一時的に発生する業務等の一部の業務を第三者に委託する予定です。現在予定している業務の内容と委託業者は次のとおりです。
給食業務については別に書面で申請し、(株)津山商店に委託しています。

イ 業務委託方針

業務委託をする業務	業務委託する理由
定期清掃業務	単純な作業であるため
ごみ処理業務	
衛生設備保守業務	特殊な技術や資格を要する業務であるため
自動扉開閉装置保守点検業務	
自家用電気工作物保安全管理業務	
害虫防除業務	
消防設備保守点検業務（非常用発電設備含）	
エレベーター及びダムウェーター保守点検業務	

入所者の定期健康診断業務	
コンピューター保守点検業務	
空調機器保守点検業務	

ウ 業務委託計画

業 務		頻 度	委託業者
定期清掃業務	住居・共有スペース	毎日	(社)シルバー人材センター・魚野の家
	床ワックス	4回／年以上	浦佐管理物産(株)
	ガラス清掃	2回／年以上	
	網戸清掃	1回／年以上	
	エアコンフィルター	2回／年以上	(株)創和
	グリストラップ	3回／年以上	魚沼廃棄物興産(株)
衛生設備保守業務	受水槽点検清掃	1回／年以上	(株)サドヤ
	中水受水槽点検清掃	1回／年以上	
	エコキュート貯湯槽点検清掃	1回／年以上	
自動扉開閉装置保守点検業務		2回／年以上	新潟寺岡オート・ドア(株)
自家用電気工作物保安管理業務	月次点検	6回／年以上	佐藤電気管理事務所
	法定点検	1回／年	
害虫防除業務	防虫・防鼠 4月～3月	1回／月以上	ニューロンサニター(株)
	薬剤散布	2回／年以上	
消防設備保守点検業務 (非常用発電設備含む)	外観点検・機能点検	1回／6月	(有)吉田電気
	法定点検	1回／年	
エレベーター及びダム ウェーター保守点検業務	機能点検・保守点検	1回／月以上	三菱ビルテクノサービス(株)
	法定点検	1回／年	
ごみ処理業務	事業系一般廃棄物、産業廃棄物、感染性医療廃棄物	随時	(有)アサヒ環境開発 (株)雪国環境サービス (株)新潟県厚生事業協同公社
入所者の定期健康診断業務		2回／年以上	城内診療所
コンピューター保守点検業務		随時	リコージャパン
空調機器保守点検業務	室内機・室外機	1回／3年	(株)サドヤ ※H30年度に予定

7. その他

- ・扶助費の内、外部サービス利用者支弁費には、入所者が通所サービスを利用した際の昼食代等の一部助成を含むものとします。
- ・通院支援時や外出支援時の連絡体制、及び災害時の連絡体制を強化するために職員用携帯電話の整備を行います。
- ・土日祝日の不審者侵入防止対策として、正面玄関にチャイム及び防犯カメラを設置します。
- ・維持管理業務の内、下記の委託業務については、併記の理由により市とも協議をしたうえで、指定管理仕様書と異なる内容で作業を実施しています。

①厨房害虫防除業務

仕様書…防虫・防鼠作業（5～8月は2回/月、9～11月は1回/月）

実 際…防虫・防鼠作業（年間を通して1回/月）、薬剤散布（2回/年）

理 由⇒改築後の厨房は屋外から物理的に距離があり害虫の侵入が難しいこと、厨房の床面がドライタイプに変わり衛生的になっていること、厨房職員の日常清掃が行き届いていること、等から今のところ害虫の発生が見られていない。また、害虫は冬場でも発生する可能性があるため、発生予防の観点からは夏場に集中して作業を行うよりも、年間を通して行う方が効果的であること。以上を業務委託業者と相談したうえで、現在の内容で作業を実施しています。なお、今後必要性が出てくれば、同一の委託契約の中で作業回数を増やすことも可能となっています。

②定期清掃業務の内、網戸の清掃

仕様書…2回/年以上

実 際…1回/年

理 由⇒ホーム改築から年数が経っていないため汚れが少なく、年間1回の作業で十分と考えられるためです。今後汚れが目についてくるようであれば、作業回数を仕様書の内容に増やすことも考えています。

③エレベーター及びダムウェーター保守点検業務

仕様書…外観点検・機能点検（1回/半年）、法定点検（1回/年）

実 際…機能点検・保守点検（1回/月以上）、法定点検（1回/年）

理 由⇒エレベーターが毎日利用する設備であることを踏まえ、業務委託先業者と相談したうえで、安全面を考慮し毎月の点検を行っています。内容としては、遠隔操作による点検が毎月、技術者が来荘しての点検が4ヶ月毎に1回となっています。以上は、一般財団法人日本建築設備・昇降機センター公表の「昇降機の維持及び運行の管理に関する指針」に基づく内容となっています。